

第一東京弁護士会へ
登録予定のみなさんへ

第一東京弁護士会
総合研修センター

新規登録弁護士研修のご案内

平成12年10月から「新規登録弁護士研修」が開始されました。

この制度の趣旨は、社会のニーズに対応できる弁護士を養成するため、これまで所属する事務所やその先輩弁護士に任されてきた弁護士養成を弁護士会が制度として実施するものです。

以下事務手続を含め主要なポイントについてご説明します。

1. 期 間

研修期間は登録後1年間です。1年の間に後述の各種研修を受けていただきます。

2. 研修参加義務

当会の新規登録弁護士研修は、当会の会則・会規に基づき、新規登録弁護士の履修が義務付けられ、また所属事務所の雇用弁護士にも新規登録弁護士がこの研修を履修できるよう協力義務が課せられています。

したがって、研修を受けない新規登録弁護士や研修を受けさせない雇用弁護士に対しては、弁護士会として履修、または受講させるよう勧告するとともに、この勧告に従わない新規登録弁護士や雇用弁護士に対して弁護士会が懲戒請求する場合があります。

3. 研修の内容

研修は（1）集合研修、（2）個別（実務）研修、（3）会務研修 の3つに大別されます。

詳細は、新入会員研修会時にご説明しますが、大まかな内容は下記の通りです。

（1）集合研修

弁護士会で必修項目や選択項目のメニューを用意し、1年間の研修期間内に基本科目や専門科目について講習会や研修会を受講していただきます。（その内容については「研修スケジュール表」を参照してください。）

①新入会員研修会（2日間）

1日目：平成22年9月8日（水） 午前10時～午後4時30分

会場：弁護士会館12階講堂

2日目：平成23年1月13日（木） 午前10時～午後4時30分

会場：弁護士会館2階クレオ

この研修会では、当会の集合研修の必修項目に指定されている集合研修を行います。

皆さんは、上記研修会を必ず受講する義務があります。

②選択講座の受講

開催講座中、2講座以上を受講する義務があります。平成22年度の開催日時及びテーマは、「第一東京弁護士会 新規登録弁護士研修年間スケジュール（平成22年度）現行63期中心」でご確認ください。

（2）個別研修

①法律相談・②国選弁護について先輩弁護士の指導の下に活動します。それぞれの個別研修に、指導弁護士を配する制度は第一東京弁護士会の研修の大きな特色です。これらの活動を通じて、先輩弁護士から弁護技術以外のさまざまな体験や助言も吸収してください。

①法律相談研修は、指導弁護士とともに1回担当します。

②国選弁護研修は、指導弁護士の指導のもと、被疑者段階から被告人段階まで国選弁護事件1件を受任します。

（3）会務研修

研修対象委員会から、配属を希望する委員会を募り、希望する（第一希望とは限りません）委員会に平成23年3月より、研修委員として参加し、委員と同様の委員会活動を行います。2回以上の出席義務があります。

4. 「新規登録弁護士研修履修義務確認書」について

上記にご説明した、各研修の履修について確認書です。

確認書に署名捺印の上、他の入会書類と一緒に当会に提出してください。

5. 雇用弁護士の届出について

「新規登録弁護士雇用届出書」と「新規登録弁護士採用予定者宛の協力依頼書」が同封されています。この2つの書面を採用予定事務所に提出し、雇用弁護士から、届出書に署名捺印をいただき、他の入会書類と一緒に当会に提出してください。

「新規登録弁護士雇用届出書」は、パートナー制の事務所等雇用弁護士が複数いる場合を考えて、みなさんの指導や管理にあたる新規登録弁護士研修に関する事務所の責任者をあらかじめ特定するために提出してもらうものです。したがって弁護士会からの雇用弁護士宛連絡文書はこの届出された弁護士宛送られます。また研修参加に協力するよう弁護士会が勧告する対象もこの届出された雇用弁護士

となります。

◆通常の形態の事務所のように 1 名の経営弁護士が経営する事務所では、その所長が当然に雇用弁護士に該当します。

◆経営弁護士が複数いる事務所の場合、「雇用弁護士」は、必ずしも事務所の所長や入会時の紹介者である必要はありません。

事務所に他会の経営弁護士が在籍している場合、「雇用弁護士」として他の弁護士会の会員を届出ても結構です。

◆雇用されている先輩弁護士（イソ弁）は雇用弁護士になれません。

なお企業内弁護士になる予定の方は、この届出書に代わり勤務先企業から「新規登録弁護士研修履修確認書」を提出いただきます。この用紙と就職先企業宛の説明文書は当会のホームページ (<http://www.ichiben.or.jp/>) よりダウンロードすることが出来ますので、ご利用下さい。

また、「新規登録弁護士研修履修義務確認書」「新規登録弁護士雇用届出書」と「新規登録弁護士採用予定者宛の協力依頼書」についても上記ホームページよりダウンロードすることが出来ますので、ご利用下さい。

本件についてご不明な点があれば、総合研修センター（新規登録弁護士研修担当：奥田 Tel：03(3595)8582 e-mail：okuda@ichiben.or.jp）までお問い合わせ下さい。